

議案第 95 号

大牟田市景観条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市景観条例の一部を改正する条例

大牟田市景観条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

別表景観計画区域（景観形成重点地区を除く。）の項第 1 号中「1, 000 平方メートル以上」を「1, 000 平方メートル」に、「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 46 条第 4 項に規定する見付面積」を「張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積」に改め、同項第 2 号中「建築基準法施行令」の次に「（昭和 25 年政令第 338 号）」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。